

○薬事法第五十条第九号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する
医薬品

(昭和三十六年二月一日)

(厚生省告示第十八号)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十条第八号の規定に基づき、習慣性がある医薬品として次のものを指定し、昭和三十二年十月厚生省告示第三百五号は、廃止する。ただし、第五号の規定は、昭和三十六年八月一日から適用する。

薬事法第五十条第九号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品

(平一ニ厚告三一六・題名追加、平一ニ厚告四〇三・平一ニ厚告一六・改称)

- 一 五—〔(二—アミノアセタミド)メチル〕—〔四—クロロ—二—(オルト—クロロベンゾ—イル)フェニル〕—N・N—ジメチル—H—s—トリアゾール—三—カルボキサミド(別名リルマザホン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二 アリルイソプロピルアセチル尿素及びその製剤。ただし、催眠剤以外の製剤を除く。
- 三 アルファフェニル—アルファエチル—グルタミン酸イミド(別名グルテチミド)及びその製剤
- 四 エチルチクロヘキシルカルバミン酸エステル及びその製剤
- 五 エヌ—フタルグルタミン酸イミド及びその製剤。ただし、催眠剤以外の製剤を除く。
- 六 五—(オルト—フルオロフェニル)——三—ジヒドロ——メチル—七—ニトロ—二H—
一・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名フルニトラゼパム)及びその製剤
- 七 ——クロロ—三—エチル——ペンテン—四—イン—三—オール(別名エスクロルビノール)及びその製剤
- 八 (±)—七—クロロ—五—(オルト—クロロフェニル)—三—ヒドロキシ——メチル——H—
一・四—ベンゾジアゼピン—二(三H)—オン(別名ロルメタゼパム)及びその製剤
- 九 八—クロロ—六—(オルト—クロロフェニル)——メチル—四H—s—トリアゾロ〔四・三—
a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名トリアゾラム)及びその製剤
- 十 八—クロロ—六—(オルト—フルオロフェニル)——メチル—四H—イミダゾ〔一・五—a〕
〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名ミダゾラム)及びその製剤
- 十一 七—クロロ——〔二—(ジエチルアミノ)エチル〕—五—(二—フルオロフェニル)——H—
—一・四—ベンゾジアゼピン—二(三H)—オン(別名フルラゼパム)、その塩類及びそれらの製剤
- 十二 (±)—六—(五—クロロ—二—ピリジル)—六・七—ジヒドロ—七—〔(四—メチル——
ピペラジニル)カルボキシ〕—五H—ピロロ〔三・四—b〕ピラジン—五—オン(別名ゾピクロ
ン)及びその製剤
- 十三 八—クロロ—六—フェニル—四H—s—トリアゾロ〔四・三—a〕〔一・四〕ベンゾジアゼ
ピン(別名エスタゾラム)及びその製剤
- 十四 七—クロロ—五—(二—フルオロフェニル)——三—ジヒドロ——(二・二・二—トリ
フルオロエチル)—二H—一・四—ベンゾジアゼピン—二—チオン(別名クアゼパム)及びその製剤
- 十五 七—クロロ——メチル—五—フェニル——H——一・五—ベンゾジアゼピン—二・四(三
H・五H)—ジオン(別名クロバザム)及びその製剤
- 十六 二・六—ジイソプロピルフェノール(別名プロポフォル)及びその製剤
- 十七 二・四—ジオキソ—三・三—ジエチル—五—メチルピペリジン(別名メチプリロン)及びそ
の製剤
- 十八 (—)——七—(シクロブチルメチル)モルフィナン—三・一—四—ジオール(別名ブトルファ
ノール)、その塩類及びそれらの製剤
- 十九 N—シクロプロピルメチル—七アルファ—〔(S)———ヒドロキシ——二・二—トリメチ
ルプロピル〕—六・一—四—エンド—エタノ—六・七・八・—四—テトラヒドロノルオリパビン
(別名ブプレノルフィン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十 一・三—ジヒドロ—七—ニトロ—五—フェニル—二H——一・四—ベンゾジアゼピン—二—
オン(別名ニトラゼパム)及びその製剤
- 二十一 (+)—(S)—四—〔—(二・三—ジメチルフェニル)エチル〕——H—イミダゾール(別
名デクスedetミジン)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十二 スルホナール、その誘導体及びそれらの製剤
- 二十三 トリクロルエチルホスフェイト、その塩類及びそれらの製剤
- 二十四 トリブロムアセトアルデヒド、その誘導体及びそれらの製剤
- 二十五 N・N・六—トリメチル—二—パラ—トリルイミダゾ〔一・二—a〕ピリジン—三—アセ
タミド(別名ゾルピデム)、その塩類及びそれらの製剤
- 二十六 (±)—五—(パラ—クロロフェニル)—二・五—ジヒドロ—三H—イミダゾ〔二・——a〕
イソインドール—五—オール(別名マジンドール)及びその製剤
- 二十七 バルビツール酸の誘導体、チオバルビツール酸の誘導体、それらの塩類及びそれらの製
剤。ただし、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体
に直接使用されることのないもの並びに—シクロヘキシル—五—ノルマルブチルバルビツ—

ル酸(別名ブコローム)及びその製剤を除く。

二十八 ブロムジエチルアセチル尿素及びその製剤。ただし、催眠剤以外の製剤を除く。

二十九 ブロムワレリル尿素及びその製剤。ただし、催眠剤以外の製剤を除く。

三十 ニーブロモ―四―(オルト―クロロフェニル)―九―メチル―六H―チエノ〔三・二―f〕―
s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ジアゼピン(別名プロチゾラム)及びその製剤

三十一 ―〇―ブロモ――b―(ニ―フルオロフェニル)―二・三・七・――b―テトラヒドロオ
キサゾロ〔三・二―d〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六(五H)―オン(別名ハロキサゾラム)及
びその製剤

三十二 (一)―(―S・六S)―二・三・四・五・六・七―ヘキサヒドロ―一・四―ジメチル―一・
六―メタノ――H―四―ベンザゾニン――〇―オール(別名エプタゾシン)、その塩類及びそれ
らの製剤

三十三 一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ―六・――ジメチル―三―(三―メチル―二
―ブテニル)―二・六―メタノ―三―ベンズアゾシン―八―オール(別名ペンダゾシン)、その
塩類及びそれらの製剤

三十四 抱水クロラール及びその製剤。ただし、外用剤(坐^ざ剤を除く。)を除く。

三十五 ニ―メチル―三―オルトトリルキナゾロン及びその製剤

三十六 一―メチル―七―ニトロ―五―フェニル―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二(三H)―
オン(別名ニメタゼパム)及びその製剤

三十七 メチルペンチノール(別名メチルパラフィノール)及びその製剤

改正文 (昭和三六年―一月二二日厚生省告示第三九六号) 抄

改正後の第一号から第五号まで、第十二号及び第十三号に掲げる物であつて昭和三十六年十一
月二十二日現に存するものについては、昭和三十七年六月一日から適用する。

改正文 (昭和五四年三月―三日厚生省告示第三一号) 抄

改正後の第十六号の規定は、昭和五十四年七月一日から適用する。

改正文 (平成―二年―二月二七日厚生省告示第四〇三号) 抄

平成十三年一月六日から適用する。

改正文 (平成―一年三月二七日厚生労働省告示第一一六号) 抄

平成二十一年六月一日から適用する。